

つれづれに

昔街角には、小さなガラス窓を開けて買う純然たる煙草屋さんがあった。映画などで見ると、そこには看板娘が座っていたりして、街の情報の発信地でもあったようだ。

かつて私の両親が小さな商店を営業していた時、酒や食料品とともに煙草も売っていた。自動販売機などまだない時代、レジと背中合わせの壁に煙草専用の陳列ケースを設え、その真ん中にはガラスの引き戸。お客さんは店へ入ってこなくても、その小窓を開けて声をかければ、レジに立ったまま、振り向いて応対するという具合であった。

私は会社勤めをしていたので、ほとんど店の手伝いはしなかったものの、同僚の男性達の要望で煙草の販売をしたことがあった。といっても特別のことではない。家から 20 個入りのハイライトを持ってきて事務所の空いているロッカーの上の棚においておくだけだったが、煙草がほしくなったらその空き箱にお金を入れ勝手に持っていき、セルフ販売システムとでも言おうか。会社の中に「タバコ屋」があって便利だと喜ばれ、私が退職するまで続けた。

それにしても最近では、愛煙家が家の外で煙草を喫うには風当たりが強い時世のようだ。様々な建物や乗り物など多くの場所が禁煙になっている。いつだったか市のある施設の裏口を出た所で、女子職員が隠れるように煙をくゆらせているのを目にして思わず笑ってしまった。何だか高校生がトイレでそっとくわえているのとあまり変わらない気がした。

煙草は諸々の税金を合わせて 63% も徴収されている。つまり 270 円のものなら 170 円が税金だという。たくさん税金を払っても肩身が狭いのでは割に合わない。それでも、やめたくてもやめられないのが煙草というものらしい。

私自身は生まれてこの方煙草を喫ったことがないので、その味も楽しみ方も知らないが、他人に迷惑をかけなければそんなに目くじらを立てなくてもいいのでは、と思っている。だが近頃は、歩き煙草やくわえ煙草の若い女性を目にすることも少なくなく、何だか悲しくなる。別に煙草が悪いわけではない。ただ女性として最低の礼儀だけはわきまえてほしい気がするのだ。

ところで私の父は、特に煙草好きというわけではなかった。だが仕事でひと息つき、煙草に火をつけてフーッと煙を吐き出した時はとてもいい笑顔を見せた。その姿が忘れられない。

病に臥してからはもちろんそんな機会はなかったけれど、亡くなる前に一服させてあげたかった、ふとそう思うことがある。

(R)

編集後記

ようやく平成 18 年度の会報をお届けすることが出来ました。みなさまのお役に立てる会報になるように、どうぞ、ご意見、業務や法改正等の情報その他原稿をお寄せくださいますよう、お待ちしておりますのでよろしくご依頼致します。

発行日 平成 18 年 10 月 31 日
発行人 瀬尾肇仁
編集人 下関桂子 桜井麗子
発行所 北海道行政書士会十勝支部
事務局 帯広市西 8 条南 11 丁目 1 番地 4
TEL 0155-27-3777
FAX 0155-23-8310

北海道行政書士会十勝支部

十勝支部だより

2006 年 10 月号



写真 スプレーギク

目次

ご連絡	P 1
経営事項審査について	P 2
業務研修会のご案内	P 3
つれづれに	P 4

◆◆◆◆ ご連絡 ◆◆◆◆

- 「支部連絡方法アンケート」を同封いたします。
11 月末日までに事務局宛 FAX にて、ご回答をお願い致します。
FAX 番号：0155-23-8310（事務局：瀬尾事務所）
FAX をお持ちでない場合には、恐縮ですが、電話にてご回答をお願い致します。
電話での回答先：電場番号 0156-63-2141（担当：下関）
- 行政書士会ポスター、十勝支部会員名簿（2 年ごとに作成）をお送りいたします。

経営事項審査について

・完成工事高について * 1

非建設業が含まれている場合、建設業と非建設業の内訳金額が確認できる資料（契約書、設計書、仕様書、注文書等）がない場合は、その契約金額のすべてが認められませんので、ご注意ください。

・工事経歴書の記載ルールと契約書について * 3

工事経歴書は、完成工事高の合計額の7割程度を記載すればよく、軽微な工事は10件を超えて記載する必要はないという記載ルールがあります。

これらは、工事経歴書には記載せず「その他〇〇件」としますが、経審を受ける際には、このその他の工事の分も含め、すべての契約書等を持参してください。

* **軽微な工事**：1件の請負金額の額が建築一式工事で1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事、建築一式以外の建設工事にあつては、500万円に満たない工事のこと。（建設業法施行令 第1条の2 第1項）

・建設工事の種類について（一式工事と専門工事） * 1、* 2

一式工事は総合的な企画、指導、調整をもとに建設する工事をいい、2つ以上の専門工事の組み合わせが普通です。とび土工工事を土木一式、大工工事を建築一式に分類してしまう等がないようにご注意ください。

・経審の予約日 ⇒ 水曜日、木曜日

11月から経審を受け付ける曜日は、水曜日、木曜日となりますので、ご協力をお願い致します。

・制度加入の証明 * 4

建退共、中退共等の証明は、「加入証明書、履行証明書（経審用）」が必要です。

参照：建設業許可申請の手引（改訂）北海道版 社団法人北海道土木協会（H15.03.10）

* 1 P 2 表 1 建設工事と建設業の種類

* 2 P 7 表 2 公共工事対応許可業種の標準について 4. 以下

新しい建設業経営事項審査申請の手引（改訂5版）大成出版社

* 3 P 8 3 添付書類の記入例及び記載要領 (1) 工事経歴書 記載要領 2 以下

* 4 P 2 0 7 下から10行目 4) 建設業退職金共済制度加入の有無

(注) 現在は、改定6版となっております。(業務研修部 下関 桂子)

業務研修会のご案内

☆ 経営状況分析申請に関する研修会

会社法の施行に伴い建設業法施行規則が改正され、経営状況分析申請に提出する財務諸表の様式及び記載要領が改められました。下記のとおり業務研修会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

日 時 : 平成18年11月15日(水) 午後1時30分～午後4時30分
会 場 : 幕別町百年記念ホール 講堂(1階 入り口 正面)
中川郡幕別町字千住180番地の1 電話0155-56-8600
科 目 : 1 会社法施行に伴う建設業施行規則の改正について
2 財務諸表作成の留意点について
3 質疑応答
講 師 : 財団法人建設業情報管理センター 東日本支部
出 欠 : 11月10日(金)までに事務局までご連絡ください。
電話: 0155-27-3777 (事務局: 瀬尾事務所)

△ ▽ △ ▽ △ ▽ △ ▽ △ ▽ △ ▽ △ ▽ △ ▽ △ ▽

☆ 弁護士による研修会を開催します。

個別労使紛争について、下記のとおり業務研修会を開催いたします。

日 時 : 平成18年11月28日(火) 午後1時30分～午後3時
場 所 : 十勝プラザ 4階401号室 電話0155-22-7890
科 目 : 1 個別労使紛争について
2 質問回答
講 師 : 岩田圭只弁護士(斉藤道俊法律事務所)
出 欠 : 11月24日(金)までに事務局までご連絡ください。
電話: 0155-27-3777 (事務局: 瀬尾事務所)

弁護士に質問のある方は、11月21日(火)まで、FAXにてお送りください。
質問受付FAX 0156-69-4141 (下関)